

## 港区議会の個人情報の保護に関する条例（素案）から（案）への変更点

港区議会の個人情報の保護に関する条例（案）	（現行）港区個人情報保護条例	港区個人情報の保護に関する法律施行条例（案）
<p>（目的）</p> <p><b>第1条</b> この条例は、港区議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、<u>個人情報及び個人の権利利益を保護</u>することを目的とする。</p>	<p>（目的）</p> <p><b>第一条</b> この条例は、区の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する区民等の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、<u>個人情報</u>を保護し、<u>もって基本的人権の擁護</u>と信頼される区政の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p><b>第一条</b> この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>（議会の責務）</p> <p><b>第3条</b> 議会は、<u>基本的人権を尊重し</u>、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>（実施機関等の責務）</p> <p><b>第三条</b> 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たっては、<u>基本的人権を尊重し</u>、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>（実施機関の責務）</p> <p><b>第三条</b> 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たっては、基本的人権を尊重し、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>